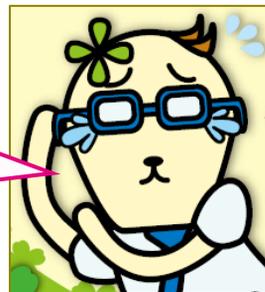


毎年この時期に年末調整で
生命保険料控除の証明書を
用意したり申告書に書いたり
大変(T_T)



この「生命保険料控除」は税制
上の「所得控除」の一つだよ。
所得税などが安くなるんだ。

最高12万円

新契約

新生命保険料控除
(最高4万円)
(遺族保障等)

介護医療保険料控除
(最高4万円)
(介護保障、医療保障)

新個人年金保険料控除
(最高4万円)
(老後保障)

旧契約

旧生命保険料控除
(最高5万円)
(遺族保障、介護保障、医療保障等)

旧個人年金保険料控除
(最高5万円)
(老後保障)



新契約と旧契約の双方に
加入している場合(※)



新契約と旧契約の双方に
加入している場合(※)

※新契約と旧契約の双方に加入している場合は、旧契約の支払保険料等の金額によって控除額の計算方法が変わります。

- ・旧契約の保険料が6万円超の場合：旧契約の支払保険料等の金額に基づいて計算した控除額(最高5万円)
- ・旧契約の保険料が6万円以下の場合：新契約の支払保険料等の金額に基づいて計算した控除額と旧契約の支払保険料等の金額に基づいて計算した控除額の合計額(最高4万円)

出典：[国税庁タックスアンサー「No.1140 生命保険料控除」](#)

- 一口に生命保険料控除といっても、加入時期と種類によって5種類に分かれます。
- 所得税額計算の上での所得控除上限は12万円です。

[令和7(2025)年4月1日現在法令等]

会社の保険なら年末調整の手間はありません

保険料給与天引きで、年末調整の面倒なく保険料控除の
メリットが受けられる団体保険制度はこちらから！！

※11月以降に加入される場合、お支払する保険料は2026年度
以降保険料控除の対象となります。また、保険料控除の対象と
ならない保険種目もあります。

クリック

